

○ 招 集 告 示

住田町告示第 16 号

平成 29 年第 12 回住田町議会臨時会を次のように招集する。

平成 29 年 7 月 7 日

住田町長 多 田 欣 一

1 期 日 平成 29 年 7 月 11 日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	佐々木 初雄 君	2番	佐々木 信一 君
3番	瀧本 正徳 君	4番	菅野 浩正 君
5番	佐々木 春一 君	6番	村上 薫 君
7番	林崎 幸正 君	8番	泉田 是重 君
9番	高橋 靖 君	10番	欠 員
11番	阿部 祐一 君	12番	菊池 孝 君

不応招議員（なし）

議事日程（第1号）

平成29年7月11日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 調停の申立てに関し議決を求めることについて
日程第 4 議案第 2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	佐々木 初 雄 君	2番	佐々木 信 一 君
3番	瀧 本 正 徳 君	4番	菅 野 浩 正 君
5番	佐々木 春 一 君	6番	村 上 薫 君
7番	林 崎 幸 正 君	8番	泉 田 是 重 君
9番	高 橋 靖 君	10番	欠 員
11番	阿 部 祐 一 君	12番	菊 池 孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 多 田 欣 一 君

その他議場に出席した者の職氏名

副 町 長	横 澤 孝 君	教 育 長	菊 池 宏 君
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 英 司 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	中 里 学 君

企画財政課長	横 澤 則 子 君	町民生活課長	梶 原 ユカリ 君
保健福祉課長兼 地域包括支援 センター長	伊 藤 豊 彦 君	建 設 課 長	熊 谷 公 男 君
農 政 課 長 兼農業委員会 事 務 局 長	紺 野 勝 利 君	林 政 課 長	千 葉 純 也 君
教 育 次 長	松 田 英 明 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 俊 一 係 長 佐々木 隆 児

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊池孝君） ただいまから平成29年第12回住田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は11人です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（菊池孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池孝君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 諸般報告2件、お願い申し上げます。

一つは国保税の軽減判定誤りの確定についてであります。住田町の国保税について軽減判定に誤りがあり、一部の被保険者の国保税を誤って算定していたことについては、6月の定例会において報告したところでございますが、件数金額が確定いたしましたので改めて報告いたします。精査いたしましたところ、合計6件、31万3000円であります。それぞれに還付することとなります。追加の徴収についてはありません。対象となった方々には平成29年7月3日付で通知するとともに、個々に説明をさせていただいております。関係した方々にはご迷惑をおかけしたことを大変遺憾に思っているところであります。

それから二つ目でございますが、有限会社アリスの吸収統合についてであります。7月1日ルックモードの風見社長と有限会社アリスの高木社長により、10月上旬をめどに有限会社アリスを大船渡の有限会社ラボ大船渡に吸収統合するという話がありました。後日この話の撤回あるいは吸収統合の変更等について協議をいたしましたが、変更とはなりません。吸収統合する理由には、従業員の高齢化や生産量の低下、職員の採用が難しいなどがあり、

吸収統合の方針は変えられないとのことであります。今後につきましては、会社、土地所有者もありますので、この方々と協議しながら対策を進めてまいりたいと思っているところであります。

私からは以上です。

○議長（菊池孝君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。

○教育長（菊池宏君） ありません。

○議長（菊池孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊池孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、11番、阿部祐一君、1番、佐々木初雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（菊池孝君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第3、議案第1号 調停の申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 議案第1号 調停の申立てに関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本議案は三陸木材工事加工協同組合に対する農林業振興資金貸付金及び集成材加工施設貸付料と協同組合さんりくランバーに対する農林業振興資金貸付金及び町有林立木売り払い代金の支払いを求める調停を申し立てるために、議会の議決を求めるものであります。

農林業振興資金につきましては、三陸木材工事加工協同組合に対しましては、平成18年4月に8000万円。平成19年10月に2億円、平成20年1月に1億2000万円の合計4億円。協同組合さんりくランバーに対しては、平成18年4月に4000万円。平成19年10月に1億円。平成20年1月に2億5000万円の合計3億9000万円をそれぞれ融資したところであり、償還についても、償還猶予を行いながら今日に至ったところであります。しかしながら、支払期日までに定められた償還金が支払われず、これまで償還された金額は三陸木材工事加工協同組合が、622万8265円で残金は3億9377万1735円。協同組合さんりくランバーが50万円の償還で残金は3億8950万円であります。さらに三陸木材工事加工協同組合には集成材加工施設を貸し付けており、その貸付料についても総額7104万8000円のうち、支払いがなされた額は275万4599円で残額は6829万3401円であります。また、協同組合さんりくランバーには町有林立木売り払い代金の2億2584万4929円が未払いとなっております。このようなことから三陸木材工事加工協同組合及び協同組合さんりくランバーに対し農林業振興資金貸付金、集成材加工施設貸付料及び町有林立木の未払い代金の支払いを求めるため調停の申し立てを行おうとするものであります。

申立人は住田町、申し立ての相手方は、議案の別紙に記載の岩手県気仙郡住田町世田米字田谷14番地2、三陸木材工事加工協同組合、同じく気仙郡住田町世田米字田谷20番地5、協同組合さんりくランバーと連帯保証人22名であります。

調停申し立ての趣旨は相手方に対し各債務の負担に応じ、農林業振興資金貸付金債務に係る残元金、それから利息及び違約金、集成材加工施設の貸付料、町有林立木の未払い代金の支払いをそれぞれ求めるものであります。方針としては、代理人弁護士により調停を遂行するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 議長の方にもお願いをしておきたいんですが、今回多田町長への最後の質問となる議会となる可能性がありますので、必要に応じて質問回数は若干ご配慮いただきたいなというふうに思います。なお、答弁は、林政課長ではなく、多田町長みずからにお答えいただきたいと思います。

それでは第1点でございますが、調停いわゆる和解ということでございますが、この申し込みは、本来、債務者、借りている人が、債権者、貸し手、今回は町なわけですが、例えば借金が100万円あるんだけど、50万円にして欲しいとか、そういう棒引きといいますかね、平たく言えば、そういうような申し込みをするということなのですが、今回なぜ貸し手である町から借り手である三木・ランバーの両組合に対し町融資金や、立木未収金の和解を申し込みしなければならないのか。これは町民にとっては非常にわかりにくいかと思えます。まずこの説明をお願いいたしますし、それから、この調停の最終的なねらいというのは、着陸地点というのは何を考えて、町から今回起こすのかまずお伺いいたします。

○議長（菊池孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） ご指名でございますのでお答えさせていただきます。

調停の申し込みは今村上議員おっしゃる通り、私も本来そうあるべきなんだろうと思っています。そういうようなことではいるんですがご承知の通り、両事業体は理事長もようやく決まるような状況にありまして、両事業体からそういうような動きをするというのは一時はありましたが、結果的に自分たちからは調停の申し込みはしないということになりましたので、そうすると、このままずるずるといってしまいますので、私は前から申し上げておりまして、法的措置を取らなければならないときはやりますよという話をしているわけですが、相手側がしないのであれば、逆にこちらからやらなければこの解決は進まないという判断をしたことによるものであります。

当然それによりましてこちらの方が申し込むわけですから費用もかかるわけですが、きちっとその辺を詰めていかなければならないという判断によるものであります。

それから最終着陸地点ということは何をお聞きしようとしているのか、良くは理解できないんですが、これは議会それから町民の人達との懇談会の中でもご意見をいただいておりますと、とにかく二つの事業体を倒産させてはいけないのだと。あそこは何としても維持しなければならないというご意見をいただいております。そういったようなものを、私も同じ判断をしておりましたので、最終的に三木・ランバーが、このまま継続して事業ができるような方策をねらったものであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最終的に両事業体の継続ということで最終地、着地点はそこのところだということですが、おそらくそこに至る今、この調停と言うのは過程なんだろうというふうに思います。

それでもう1点はですね、昨年11月に町長は、5地区公民館で木工事業体の経営再建方針と

いうものを説明して歩きました。それは、懇談会資料ありますけれども、この懇談会資料でも、平成28年、29年度は町に600万円、30年度は2000万円、三木の金融機関への返済が終わる平成31年度以降は予定通り約3115万円が町に返済されると。ぜひこの経営再建方針をご理解いただきたいという内容でもって説明をして歩きました。今回のですね、調停申立というのは、町長の説明とは全く異なる町の債権放棄に繋がるものなわけですね。これは町民にとって納得できないものではないかなというふうに私は考えるんですが、その点で町長はどういうふうな考えを持っているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 村上議員おっしゃる通りです。私も非常に困ったなと思っているんですが、昨年の秋に説明会をした時の資料は当然事業体側から出てきた数値ですので、このようにすればと、再建できますよということで進んできたわけですが、現実にはその通り回らなくて、経済なわけですのでその通り回らない、特にキャッシュフローが上手く回らないということで、プレカットから支援をいただかないと回らないという状況になってきた結果だと思っています。したがって、その大きな債務を抱えてはなかなか再建のめどが立たないというようなことがありましたので、再度検討した結果として、今回の調停に至ったということになります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今まで何回となく経営再建計画というのが示されて、私ら議会もその説明を受けて、良として融資を3回ほどやってきたという部分があります。本当に残念なわけですが、ただ今回はですね、経営の総支配人に当たっていただいたプレカットの専務さんとか、そういう方々が作った再建方針なんですよね。600万円も28年度29年度、やはり計画通り納めてもらってきてるわけでしょ。返済されてきてるんです。ですから何もここでですね、慌てて調停と。調停はあくまでも請求を出すということですから、それは淡々と従前通りやればよろしいかと思うんですね。ですからその辺のところはどうもわかりにくいんだろうというふうに思います。

今回ですね、例えば、今回の調停と町有林の未収金に関わってですが、今回、調停を申し込みする中で、さらに立木の未収金をふやすこととなる町有林の供給というのは、これは町民の利益に反するものだと思います。これをどのように考えて、判断するつもりでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） その通りでございますが、町有林の立木につきましては、正直申し上げまして、地元の材でさえランバーにやることによって本当にお金が回収できるのかって

うその不安を抱えていて納品している人たちも多いわけです。その中で、さらに町の木も三木に、仮にまわしてやらないということになりますと、ランバーが事業ができなくなるということになります。したがって、現在の総支配人やなんかにお願いしまして、これ以上は絶対ふやさないということを条件にしながら、町の立木をランバーのほうにまわして事業を続けている。

もし町からのやつが、続かないということになりますと、即ランバーが仕事ができなくなるということになります。そうすると、町民の人達と約束しています、何とか再建をしようじゃないのかっていうのは、これもだめになりますので、今やっているところですので、総支配人とか、今頑張っている理事の方々を信頼して、立木を供給すると、こういうことになっています。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） ありがとうございます。今まで町長は、自分の任期中に道筋を立てて、後任の新町長には、置き土産をしないというふうに言ってきたわけですね。ただここにおよんでですね。もう今日は7月11日です。もう選挙も始まると、それもかないませんで、残りわずかなところなわけですが、そうしますと最終的なね、調停の結論というのは、これは、後任の町長にゆだねるということになるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 結論としてそういうことになるかと思います。というのは、その間何も努力してこなかったのかっていうのは村上議員ご承知の通り、いろんな法的な手続き、それから借入者であります三陸木材、それからさんりくランバーの理事者の人達と立ち上がってもらったための協議や何かっていうものずっと継続してきましたが、6月の末になってようやく理事長が決まるっていうような状況の中でございますので、何とか私の任期中に決着をつけたいと思ったわけですが、ここまで、調停まで持ち込むのが精一杯で、それ以上のものまでは私の任期中にできかねたことを大変私自身も残念に思っていますし、新しく町長として就任される町長さんには大変その申し訳ないなと思っているところであります。

○議長（菊池 孝君） その他。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 先ほど調停申立てに関する議決に至った経過の報告がありました。これを聞いていたり、私も議員になってこの問題を討議する中で、これまでもこういった法的な処置で検討をされてしかるべき時期があったのではないかというふうに私自身思うわけです。

そこで今回、この調停をもって申し立てを行うと決意したに至った経緯をまず、お伺いさせていただきます。合わせて今回の調停の申し立ての中で農林業振興資金の貸付金、それから集成材加工施設の貸付料、町有林立木の未払い代金の支払いと。内容として、性質が違うもの3点を一括して取り扱うと判断した経緯がどうなのかその点をお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 調停を決意した原因は、理事者側って言いますか、いわゆる借り入れている側の人達の当事者意識が正直言いまして非常に薄いということで、このままでは、ずるずるになってしまっただけになってしまっただけというのを思いましたので、この後におよんで決意しなければならない、それは法的、前から議会でも申し上げておりますが、法的手段を使わなければならないときは使いましょうということを話していたわけですが、遅かったか早かったかっていう話は別といたしまして、調停の決意をそういう意味でやったところであります。

それから貸付金と立木売り払い代金等を一括してやるということにつきましては、これは一括してやることによって、全部を法廷の場に出せるということになりますので、貸付金だけを限定してやるとその部分に貸付料その他については残ってしまう。立木代とか、機械の貸付料についてはそのまま残ってしまうとまた同じ結果になるということで、一括して調停を申し込むとこういうことにしたものであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまで議会としても、私自身もいずれ木工団地事業のこのまちに対する経済効果や雇用、あるいはこのことは、気仙管内全体にも影響を及ぼすということで、是非とも事業継続ができる方向でということ念頭にしながら、討論をしてきたつもりであります。

そこで今回、この処置を取った以降、今後の方向としては木工団地にあるプレカット・三木・ランバーこの3事業体が一体となって、いずれ健全な事業を運営できるような方向で事業体の経営者、事業主の皆さんもその方向で進むということを確認しているやに伺っております。これまでの事業体の体質、状況についてはただいま答弁ありましたけども、その方向というものをこれまでも町も参画しながら状況判断してまいったわけではありますが、今日の日本の経済、特に木材林業をめぐる状況の中で、この三つの事業体が一体となって取り組めば、事業継続が可能だというふうな判断を多田町長受けて、立つことができるというふう理解されているかどうかその点の確認をさせていただきます。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 三つの事業体が一つになって動くことが木工団地の成功に繋がるんだってというのは、16年前に町長に初めて当選した時から申し上げていることですが、余りにもプレカットと残りの二つの事業体との経営状況にギャップがありましたので、なかなかすぐ一緒にはならないのでっていうので何とか底上げをしたいということできたわけですけども、ことここに至りまして、ランバー・三木の経営は、全理事長死亡以降さらにそれを引き継いでくれるという方もいないということで、このままでは三木・ランバーは継続していくのは無理だということになりましたので、それを何とか見ていただける事業体はないのかっていうので、実は3年ぐらい前からいろんなところとつき合いながらお話をさせていただいたんですが、最終的には今の状態になりましてプレカット・三木・ランバーを一つの経営といいますか、経営体は別々なんですけど、実際そこを運営していく主体を1本にして連携を取ってやっていくという方向は見えたので、それではその運営していくために、どうしたらできるのかっていうのを検討した結果が、一つの方法としてまずとりあえず町との関係を整理したいということで進んできたものであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） この事項についてもいずれ予算決算に置かれては、町長の決裁事項でもあったらと思うんです。ここに至って、町民の関心事は、この任期にあって最終的にこの調停申し立て含めてですけども、町長のみずからの責任というものをどのように受けとめて対応するのかなということも町民の関心事でありますけど、そのことを私最後に伺っておきます。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 責任のとり方というのはもちろんいろいろあるわけではありますが、私は少なくとも政策的に誤り、判断を誤った判断をしてきたとは、自分自身とらえておりません。

ただ皆さんの中には、もっと早くやればよかったんだとかっていういろんなご意見があるのは確かにその通りだと思いますけれども、その時々でやれなかった状況というものもありますので、そういう意味では、私はやるべきことはやって政策的に誤りをしたのだというふうには、私自身はとらえておりません。

ただし、それはそれとして町民感覚、町民感情からいきますと、町長としての責任をどうするのかということについてはその通りだと思いますので、これについては、今後しかるべき人たちと相談しながら、考えなければならぬだろうなと思って今ここでお答えすることにはならないならないと思います。

○議長（菊池 孝君） 7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 在籍中の最後の厳しい質問になると思いますが、お答え願いたいと、そういうふうに思います。

もう一回確かめておきたいのはですね、町長、亡くなった人は何も言えませんが、前中川理事長の時ですよ。二回目でお願ひするとき、融資した金は返さなくていいからと、何とかお願ひしますと、いうふうなことを言った覚えがないか聞いておきたいと、ここで確かめておきます。それから、いろいろ後悔その念というのはあると思いますが、我々4期の議員も再三いろんなことの助言やいろいろやってきてこういうふうに町長の任期末、一か月なくなってしまってせつないと思いますが、要するに、立木そのものもあるんです。だから、立木そのものが今こういうふうな再建計画どうのこうので去年11月ですか。出されたその通りだと思いますが、ちょっと聞いておきたいんですが、今の立木の流れがノースジャパン素材流通共同組合の方を通して、ランバーの方に入ってるような形をとっているようですが、それがどのぐらいまでの期間ノースジャパンの方が商売的にランバーとつき合うのかなど。ちょっと心配するのは、お金を払ってもらわないとノースジャパンだってものがこないとね、原木がこないとなれば、そこで即、逆に言えば今まではある程度の余裕というか調整を取りながら通しながらやってきたんだけど、容赦しないんじゃないかというふうな懸念もありますが、どういうふうに感じているのか。

それともう一つ、経営計画の31年度から大体3100万ぐらいの返済していけるような形の表があって説明したんですが、町長さん31年ごろまでに逆に言えば、町民の財産の立木があとどのくらい金額的に、極端に言えばですよ、支援でなくて融資していくような金額をとれるかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） お金は返さなくていいというような話をしたことは、私の口からは1度もありません。ただ申し上げられるのは、三木の理事会やなんかに行った時に、中川理事長が理事さんたちの前で、今林崎議員がお話になったような話をしたことがあります。それに対しては、私は否定をしています。そんなことはないですと。借りた金はきちっと返すのは当然ですということで、それは、否定していますけれども、中川理事長はそういうような場面でそういう全然我々が融資した時の意思とは違うような発言をされていたというのは、そのあとも伺っているところですが、町からそれは返さなくていいよという話は私も職員も含めてそういったようなことは一切ありません。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私の方からはノースジャパンの関係とそれから町有林の立木売り払いの関係をお答えさせていただきます。

今現在ノースジャパンを通してランバーに納入している部分については、ほんの10%20%、あっても30%ぐらいというふうにとらえております。残りは、あとは直接納入されているという状況になります。

それから町有林立木の売り払いをということですが、これまでには、町有林全体で約、その年によって違いますけども、3500万から4000万とか、年間売上を出しております。そのうちの1000万から2000万の間ぐらいをランバーに納めているという状況であります。今後におきましても、もちろん丸太代は入金していただくということを前提に、納品は続けていきたいものというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 今後はですね町長ね。今林政課長が立木のこととちょっと答弁がありました。要するに勇退する町長として、光が見えるような、経営方針を見まして後、どのぐらい金額についてさ、町長あとどのぐらいの金額を、金額的なものをランバーに、町の財産を活用させれば再建なるかということをおざっぱでもいいですから、それを聞いておきたいと思えます。ということは、次の町長にそれなりの伝達ということもありますので、約どのぐらいであればということの腹づもりがあると思えますので、その腹づもりをちょっと述べてもらえないかなと。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） それは町有林からの立木代を毎年どのぐらいずつ続けるのが妥当かという腹づもりということですか。それは先ほど課長の方から答弁あった数量がマックスなんだろうと思っております。ただ、本来、町有林だけではなくて、民間の山やなんかも同じように入ってきますので、民間の山がいっぱい入ってくれば逆に町有林の立木をセーブするというようなやり方にもなるかと思っておりますので、一概にこのぐらいだということには多分ならないんだろうと思っております。私は木材業者ではないのでその辺はよくわかりません。

○議長（菊池 孝君） 3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 1点についてお伺いします。

木工団地2事業体の継続が大原則、大原点というふうにご考えております。事業体のこの償還金問題等々に関しては、その第一歩として、今回は調停を申し立てるというふうな提案であります。私は今はこれしかないのかなというふうにご思っておりますが、他の選択肢として

どのようなことを検討したか、可能、不可能、メリットデメリット等について確認しておきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤孝君） 会社なり事業体をどう再建するかという選択肢としては、会社更生法とか民事再生とか、いろいろあるかと思いますが、今回の選択肢が私としては選ばれるのかなど。2事業体を継続しながら、町の産業振興、森林林業日本一を目指していく施策展開の上では、今回の選択であったと私は思います。

○議長（菊池 孝君） その他ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 反対の立場から討論させていただきます。

私も木工団地で3社が三位一体となって、これから再建を歩んでいただきたいということは、ここにいる議員ともども同じでございます。

ただ、今回調停を申し込むに至ったところの経緯の中で、若干は反対せざるを得ない部分は、ご理解をいただきたいと思います。

まず第1点は、昨年11月に町長は、5地区公民館で木工事業体の経営再建方針の説明をしていただきました。それは、平成28年、29年度は町へ600万円、平成30年度は2000万円、三木の金融機関への返済が終わる平成31年度以降は予定通り約3115万円が町に返済される。ぜひこの経営再建方針をご理解いただきたいという内容のものでした。

今回の調停の申し立ては、町長の説明とは全く異なるわけでございます。町の債権放棄に繋がるもので、納得できないという多分、声も多く出るのではないかとこのように思います。そういう中で、町長説明と整合性が取れていないという点で反対をいたします。

第2点目は、町長はご自身の任期中に道筋を立て、決着すると言ってまいりました。そのことで、また、今回新しい町長候補の方々が頑張っておるわけですが、今回のその調停これは、平たく言えば、債権の放棄に繋がるものでございますが、この最も難しい判断を後任の新町長に委ねるといふ、この対応の不十分さの点で、やはりここは反対をせざるを得ないのであります。

以上の2点から私は、反対意見を申しのべます。どうか、議員各位の皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

私たち議員は、常々にこの町、町民のためにという考え方で、日々施策を考え、判断しております。思いは同じであっても、その方法、ありかたについては、いろいろな考え方があって当然というふうに思っております。

木工団地2事業体への貸付金の未償還、未収金などの問題については、なんでこんなことになっているのか。その理由と、責任を探し、それとともに住田町の今、そして将来のためにはどうあればいいのか。どのように処理対応すべきか。様々議会等含め、何度も何度も繰り返し話し合いがされております。山が9割、先人の残してくれた豊かな森林資源があります。町のなりわい、森林林業日本一のまちづくりを目指すまちづくり、住田町には、将来に向かった木材、森林活用、林業振興、仕事としての職場雇用が大切だと思います。

この意味でも2事業体の経営の継続安定がこの町には大切な大きな要因であります。木工団地2事業体の継続、健全化に向かう施策その第一歩として、調停の申し立て方式での提案であります。

私は他の選択肢も色々と考えてみましたが、それでもこのまち将来の住田を思えばこの方法がベストというふうに思います。私たちの立場で手をこまねいて、課題の先送りはすべき時ではないと思っております。まず、今は木工団地2事業体の経営継続、経営安定化のため、そのためのもう一つ大きく、木工団地3事業体連携経営への道筋としてその第一歩として、第三者、法律の専門家である調停による方法で進めることが、この町の将来のためにあると思います。

以上、賛成の立場から討論をしました。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 私は調停の申し立てに関し賛成の立場から討論いたします。

これまで私は、予算や決算の立場では、町民の福祉と所得向上を目指すものになっているかの審査の結果、反対の立場をとることもありました。

今回の調停の申し立ての趣旨は、農林業振興資金貸付金債務に係る残元金の利息及び違約

金、二つ目が集成材加工施設の貸付料、三つ目が町有林立木の未払い代金の支払いを求める調停を遂行するものであります。

私は3月議会で農林業振興資金貸付料の回収に向けての方針をただしつつ、木工事業体が果たしてきた役割と事業評価を問うたところ、木工団地3事業体の売り上げは約70億円。雇用者数は、200名を超えるとのことでありました。この経済波及効果は住田町のみならず、気仙広域へも大きいものがあります。これまで融資を受けている2事業体の経営体制や、償還に向けた姿勢について問いただしてきましたが、そのたびに、アドバイザーなどの意見や指導のもとに、再建計画が示されてきました。しかし、その成果を表すことができませんでした。事業体の努力もさることながら、このことは、林業木材産業での日本全体の経済のひずみも影響しているにとらえることができます。

木工団地3事業体の存続は、地域の経済や雇用に及ぼす影響は甚大であります。今後木工団地事業3事業体が協力し、三位一体となり、事業運営することを強く望むものであります。そのためには、貸付金等の処理方針に、一定のけじめをつけなければなりません。

このことから、今回提案の調停の申し立ては、やむを得ないと判断することから、賛成の立場をとります。

議員各位のご賛同をお願いして討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

これから議案第1号 調停の申し立てに関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 調停の申し立てに関し議決を求めることについては、原案の通り可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第4、議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第2号、平成29年度住田町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1107万円とするものであります。補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入をご覧ください。

17款繰入金290万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出をご覧ください。

2款総務費、290万4000円の増は、手数料150万円の増、弁護士委託料の増によるものであります。

14款予備費4000円の減は、予算調整によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（菊池孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第12回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員